

資 料 提 供
令和3年6月11日
担 当：広島県対策本部
担当者：新型コロナウイルス
感染症対策担当 渡部
直 通：082-513-2844

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年6月10日(木)に、新型コロナウイルス感染症の患者が10例確認されました。
新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内11135～11144例目です。
本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

- 【 発 生 数 】 2市 4町 1県外で、 10歳未満 ～ 60代 計10人
【 症 状 等 の 度 合 】 軽症8, 症状なし2
【 入 院 等 の 状 況 】 入院中0, 宿泊療養中3, 調整中7
【 他 事 例 と の 関 連 】 濃厚接触者3, 接触あり5, 調査中2
【 県 外 往 来 等 ※ 】 あり1

※ 発症（無症状は検体採取日）前14日以内の県外・海外との往来
・ 再陽性の患者はいません。

市町名／年代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
廿日市市	3										3
東広島市			1		1						2
熊野町				1							1
坂町					1						1
府中町							1				1
海田町				1							1
県外			1								1
合計	3		2	2	2		1				10

・ 県外は大阪府

【県民、事業者の皆様へ】

- 外出は、外出機会と時間を合わせて半分に削減（20時以降の外出は更に削減）してください。
- 事務所や事業所ごとの出勤者（勤務形態によっては執務室内の定員）を7割削減するとともに、20時以降の勤務を抑制してください。
- 県境を越える移動は、最大限自粛してください。
- 感染者やその家族、医療福祉関係者等を、絶対に誹謗・中傷・差別しないでください。

お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。